



札幌市告示第831号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年札幌市告示134号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成28年（2016年）3月16日

札幌市長 秋元 克広



- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市手稲区西宮の沢 2 条 2 丁目 3 番 4 の一部及び 3 番 5 の一部
- 2 特定有害物質
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去